

米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分に関する意見書

那覇地方検察庁はこのほど、今年 1 月に沖縄市字与儀で発生した自動車衝突事故で 19 歳の青年を死亡させ自動車運転過失致死罪で送検されていた在沖米空軍軍属の男性を「公務中の事故」だったとして、日米地位協定に基づき不起訴処分とした。

同地検によれば、事故 10 分前に職場のタイムカードに帰宅の記録を残しており、帰宅途中は通勤中とみなされ「公務中」と認定したとされる。

これは、日米合同委員会において承認された日米合意事項（合衆国軍隊の構成員または軍属の公務の範囲について米軍が第 1 次裁判権をもつとされ、公務とは、合衆国軍隊の構成員または軍属が、その認められた宿舎または住居から直接、勤務の場所に至り、また勤務の場所から直接、その認められた宿舎または住居に至る往復の行為を含むものと解釈される）に基づく措置である。

報道によると被害者青年の遺族は、「日本に住んでいる外国人が、日本で起こした事故なのに、1 人の命を奪ってにおいて、なぜ日本の裁判で罪に問えないのか」「この国は日本人ではなく外国人を守るのか。この現実を多くの人が知ってほしい」「この子の 20 年間の人生をこれで終わらせたくない、こんな協定、間違っている」と涙ながらに訴えている。

さらに昨年 9 月 7 日にも、岩国基地所属の米軍属による自動車事故で 66 歳の男性が死亡したが、この米軍属も通勤中は「公務中」だとして不起訴処分となり、その後、米軍の交通裁判所が出した結論で 4 カ月の運転禁止という、驚くべき軽微な処分に終わっている。

沖縄市議会は、日本国内で起こった事件・事故さえも日本の法によって裁くことができない、この理不尽な日米地位協定と日米合意に強い怒りを表明する。米軍人・軍属のあらゆる犯罪を日本の法に基づいて厳正に裁くことができるものへと抜本的に改めるよう、強く要求するものである。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・人権及び裁判権を守る立場から、今回の米軍属による自動車運転過失致死の事故に対する不起訴処分に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 日本政府は米国政府へ第 1 次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くこと。
2. 遺族への謝罪と再発防止策を図ること。
3. 日米両政府は遺族に適正補償をすること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 4 月 18 日
沖 縄 市 議 会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣 法務大臣